

出展申込書

理想のすまいと建築フェア

● 出展者情報 出展案内記載の出展規程を遵守することを承諾し、下記の通り出展を申込みます。

会社名	フリガナ	代表者	役職
			フリガナ
英文社名			氏名
本社所在地	フリガナ		
	〒		
	TEL		
ホームページURL	http://		
(連絡窓) 出展実務担当者	担当者所在地	フリガナ	
		〒	
	所属部課		役職
	フリガナ	TEL	
	氏名	E-mail	

● 出展申込小間数

	小間単価(税込)①		申込小間数②	パッケージプラン③	出展料金[(①+③)×②]
	1小間目の単価	2小間目以降の単価			
<input type="checkbox"/> [1/13(金)まで] 早期申込割引 + 継続割引 or 会員割引	¥330,000	¥297,000	小間	¥77,000(税込)/小間 <input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない	¥ (税込)
<input type="checkbox"/> [1/13(金)まで] 早期申込割引	¥357,500	¥313,500			
<input type="checkbox"/> [1/14(土)以降] 継続割引 or 会員割引	¥385,000	¥330,000			
<input type="checkbox"/> [1/14(土)以降] 通常料金	¥220,000				
<input type="checkbox"/> オンライン企画のみ出展					

出展内容等 印刷物、ホームページ等に掲載いたしますので、正確にご記入ください。

出展社名	フリガナ
掲載用住所	〒
	TEL
	問い合わせ先 (メールアドレス or URL)
ホームページURL	http://
出展分野	*今回出展される主なジャンルを「1ヶ所」チェックしてください。(※小間位置決定の参考に使用します) <input type="checkbox"/> 建材関連・関連製品 <input type="checkbox"/> 住宅設備関連 <input type="checkbox"/> 景観材料・エクステリア関連 <input type="checkbox"/> 環境関連 <input type="checkbox"/> 健康住宅関連 <input type="checkbox"/> 抗菌・ウイルス対策 <input type="checkbox"/> 高齢者対応住宅関連 <input type="checkbox"/> リフォーム・リノベーション関連 <input type="checkbox"/> 耐震・制震・免震関連 <input type="checkbox"/> 建設ソフト・システム関連 <input type="checkbox"/> 図書・情報・サービス関連 <input type="checkbox"/> DIY関連 <input type="checkbox"/> ライティング関連
フェアゾーン	*出展を希望するフェア・ゾーンをチェックしてください。(希望される場合のみ) <input type="checkbox"/> サステナブル高性能建材ゾーン <input type="checkbox"/> セルフリノベーションゾーン <input type="checkbox"/> 木造建築ゾーン <input type="checkbox"/> リビング&アートプロダクトゾーン
出展内容	(新商品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) *100字以内。文字数超過の場合は、事務局にて編集する場合があります。 *HP、会場配布ガイドに掲載します。

※メールでのご提出にご協力ください。FAXでは細かい文字が潰れてしまい、正確に入力できない可能性があります。

● 連絡欄

共同出展者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
-------	----------------------------	----------------------------

事務局使用欄

受付日	請求内容	請求書 No.	請求日	入金日	1	2	3
受付番号	出展料金				4	5	6

1. 出展料の振込

- 申込書に基づき、主催者または、運営を担当する株式会社テレビ大阪エクスプロより請求書を出展実務担当者様に送付させていただきますので、請求書発行日の翌月末までに出席料をお振込みください。
- 出展料金を含め本展示会に関する全ての請求についての振込手数料は出展者が負担するものとします。
- 振込先口座は請求書をご参照ください。
- 連絡なく振込期日までに出席料の入金確認が出来ない場合、出展申込を自動的に取り消す場合があります。
- 新規申込および海外出展者については、出席料の入金確認後に出席受理となります。
- 申込締切以降の申込み企業については、申込み時点で出展契約が成立したと見なし、万が一キャンセルした場合、本規定に基づいたキャンセル料が発生します。

【振込期日】請求書発行日の翌月末

2. 出展のキャンセルについて

- 出席受理後のキャンセルは、事務局宛に事由書を提出の上、主催者の承認を得た場合でなければ認められません。やむなく出展の取り消しもしくは申込み内容の変更（小間数の一部キャンセルを含む）を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得たうえで規定の出展取消料を支払わなければなりません。
- 2023年1月14日（土）以降、やむなく出展の取消もしくは申込み内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料をお支払ください。なお下表は事務局が出展者からの取消通知書面を受領した日を基準とします。
展示会が延期になった場合、延期した会期の2ヵ月前の月初から取消料として請求金額の100%を申し受けます。それより前の期間は取消料50%とします。

【書面による取消・変更通知を受領した日】

2023年1月14日（土）～3月17日（金）	出展取消料…請求金額の50%
2023年3月18日（土）以降	出展取消料…請求金額の100%

- 出展者が出席料全額を支払っていないときは、取消通知後、差額を直ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担とします。
- 事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消することができ、また、出席料全額をお支払いただきます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用することができるものとします。
 - 2023年4月28日（金）迄に出展料金を完納しない場合
 - 事前申告なしに2023年6月7日（水）12時までに小間の使用を開始しない場合
 - 出展規定および関連規定に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても改善が認められない場合

3. 小間位置の決定

小間位置は、出展規模、出展製品等を総合的に勘案して事務局が決定致します。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

4. ブースレイアウト発表・出展準備要項について

2023年4月中旬にブースレイアウト、出展準備要項、プロモーション実施計画等を出展者へ送付致します。

5. 展示に関するルールおよび概要

- 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。その関連・関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、これらの製品・サービスなどの出展や、自社小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
- 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出をし、許可を得なければなりません。
- 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展準備要項・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・営業行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはけません。実演などが他の出展者や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、大阪市条例の中で危険物と見なされるものは危険物として届け出るものとします。
- 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- 本展示会会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
- 本展示会会期中および会期後における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- 出展者は主催者に届け出た了承を得た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

6. 各種書類の提出

出展者は、「出展準備要項・提出書類」などの主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は出席事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

7. その他規定

- 本申込書の記載内容は、DMパンフレットなどの作成時に参考にします。また、請求書の発行をはじめ、展示会事務局からの各種連絡、本展示会の関連広告のご案内に使用します。
- 小間の転売、売買等の禁止
出展者は、出展者相互間や第三者を問わず出展小間を転売・譲渡・転貸・交換等することはできません。
- 出展者の責任
出展者は各自の責任において出展物や小間内の管理を行ってください。主催者は善良なる管理者として会場全体の警備および運営全般の管理保全にあたりますが、出展物の損傷や紛失、小間内における事故・搬入出時の事故、その他人体や財物に関する事故が発生した時の補償等について、主催者は一切の責任を負いません。
- 立ち入り検査
設置期間中・会期中を問わず、所轄消防署査察・所轄保健所査察・展示会場査察その他立ち入りの必要があると主催者が判断した場合は、出展者の同意の有無にかかわらず小間内への立ち入り査察を行うことがあります。
- 展示会開催の変更・中止
主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更・展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。
 - 会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消することはできません。
 - 出展料金の返金について
主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更（延期）を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金は行わないものとします。

【中止による既納出展料金の返金割合】

2023年3月17日（金）まで	100%
2023年3月18日（土）～4月30日（日）	80%
2023年5月1日（月）～6月5日（月）	70%
2023年6月6日（火）～6月7日（水）（搬入）	50%
2023年6月8日（木）（会期初日）	30%
2023年6月9日（金）（会期最終日 / 搬出）	0%

- 新型コロナウイルス感染拡大など感染症、天災などの不可抗力による開催中止等について
 - 緊急事態宣言の発令による、イベント無観客開催および、それに類する要請
 - 上記相当の状況により主催者および運営事務局の判断による中止
- 不可抗力について
戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、悪意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差支行為、国防、公衆衛生に関する緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。
- 日本国内への入国手続き
出展者が、本展示会への出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、2項に定める規定によりキャンセル料を支払わなければなりません。
- 出展要領と規定の遵守
出展者は、本要領の内容および出展案内、今後配布する出展準備要項等の記載事項を予め承りいただき、遵守することを約束の上、本展示会への出展申込をされるものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を受け付けません。
- 出展申込契約の解除、将来の出展拒否
主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は出展者に何らの催告なく本契約を解除する権利を有するものとし、この場合、主催者が被った損害は出展者に請求され、出展者はその損害を賠償せねばなりません。また本契約を解除された出展者が将来的に本展示会へ出展を希望した場合、主催者はこれを拒否する権利を有するものとします。
 - 出展料の全部または一部を支払わない場合
 - 出展対象以外のものを出展した場合
 - 禁止行為を、禁止の解除承認なく行った場合
 - 出展小間を展示会出展以外の目的に使用した場合
 - 出展小間を使用しない場合
 - 著しく本展示会の信用を失墜する行為があった場合
 - その他本要領および出展準備要項に違反した場合
また、出展申込後、来場者や他の出展者に対する迷惑や運営上の妨害等が予想されると主催者が判断した場合、即時の契約解除ができるものとします。
- 所轄裁判所
本契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、大阪地方裁判所を第一審所轄裁判所とします。